別表六の二(十六)
「27」欄又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(十六)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)			1	円
調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)			2	
連結法人 当期分 税額基準額	個別帰属額基準額 (2)×20/100		6	
	法人税額基準額 ((5)と(6)のうち少ない金額)		7	
	当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)		8	
	調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)		9	
計算 当期繰越分 税額基準額	(2)×20/100		13	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13)−(8))		14	
	法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額)		15	
当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額)			16	
調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)			17	
当期繰越税額控除額 (16)−(17)			18	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)			19	

「27」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の4第2項」
② 「区分番号」欄:「10431」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十六)「27」欄の金額(円単位)

「36」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の4第3項」
② 「区分番号」欄:「10432」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十六)「36」欄の金額(円単位)

連結法人の合計額	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)		20	円
	経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		21	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		22	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23	
当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		24	
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)		25	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「27の②」)		26	
	当期税額控除額の合計額 (25)−(26)		27	
前期繰越	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		28	
	総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は((28)−(25))		29	
	繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度 平・・ 平・・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
		連結事業年度 平・・ 平・・ (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
		合計	32	
計算 当期繰越分	調整前連結税額超過構成額	連結事業年度 平・・ 平・・ (別表六の二(二十一)付表「27の②」)	33	
		連結事業年度 平・・ 平・・ (別表六の二(二十一)付表「28の②」)	34	
		合計	35	
	当期繰越税額控除額の合計額 (32)−(35)		36	
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(38)−(39)
		38	39	40
平・・ 平・・	①	円	円	
平・・ 平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301−0616−02